五　法第十二条の規定による状況報告の受理 六　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 七　法第十四条の規定による実績報告の受理 八　法第十五条の規定による額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 九　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十一　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る返還の命令に係る通知 十二　法第十八条第二項の規定による額の確定に係る返還の命令に係る通知 十三　法第二十三条第一項の規定による立入検査等	全ての都道府県	（項）地域子ども・子育て支援事業費 （目）子ども・子育て支援整備交付金
一　法第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項の規定において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知		
十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による額の確定に係る返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等		

○金融庁告示第六十三号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十六日

金融庁長官　細溝　清史

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　単体レバレッジ比率　自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率をいう。

第二条に次の三項を加える。

5　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

6　前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

第三条中「前条（第三項第一号」を「前条第一項から第四項まで（第三項第一号」に改め、「期間をいう。）の下に「次項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前条第五項から第七項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。

第四条第四項第二号ヘ中「第六条第二項第七号」を「第六条第三項第七号」に改める。

第五条中「第六条第二項第七号」を「第六条第三項第七号」に改める。

第六条中第四項を第五項とし、同条第三項中「別紙様式第三号により」の下に「、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により」を加え、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

一　単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

附則第二条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項第九号」を「第六条第三項第九号」に改め、同条第三項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。